

病児保育事業に関する F A Q

令和 8 年 3 月 27 日

こども家庭庁保育政策課保育医療対策係

NO	質問内容	回答	備考
1 当日キャンセル対応加算について			
(1)	子ども・子育て支援交付金の交付要綱上、当日キャンセル対応加算の単位が「回」となっているがどのようにカウントするのか。	「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における当日キャンセル対応について（令和 5 年 3 月 29 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」でお示ししているとおり、病児保育事業における職員配置基準（看護師：利用児童おおむね 10 人につき 1 名、保育士：利用児童おおむね 3 人につき 1 名）を考慮しつつ、当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた人数をカウントしてください。 （例） ・利用予定児童が 4 人であり、当日 1 人がキャンセルし、利用児童が 3 人であった場合 → 利用予定児童に対応するため、基準上は保育士を 2 名配置する必要がありますが、当日キャンセルにより保育士 1 名が余剰配置となるので、キャンセルは 1 回とカウントします。 ・利用予定児童が 15 人であり、当日 7 人がキャンセルし、利用児童が 8 人であった場合 → 利用予定児童に対応するため、基準上は看護師を 2 名、保育士を 5 名配置する必要がありますが、当日キャンセルにより看護師 1 名、保育士 2 名が余剰配置となるので、キャンセルは 3 回とカウントします。	令和 8 年 3 月 27 日 新規
(2)	当日 1 人がキャンセルしたが、キャンセル待ちをしていた方が当該空き枠を利用した場合、どのようにカウントするのか。	「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における当日キャンセル対応について（令和 5 年 3 月 29 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」でお示ししているとおり、当日キャンセル対応加算は、当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合に措置を行うものですので、空き枠をキャンセル待ちの方が利用し、結果的に職員配置に余剰が発生しなかった場合にはカウントしません。	令和 8 年 3 月 27 日 新規
(3)	当日キャンセルが発生したが、配置基準上の必要職員数が変わらない場合、カウントの対象とならない認識でよいのか。 （例） 利用予定児童が 6 人であり、当日 1 人がキャンセルし、利用児童が 5 人であった場合	「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における当日キャンセル対応について（令和 5 年 3 月 29 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」でお示ししているとおり、ご認識のとおりです。 （例）の場合、利用予定児童に対応するため、保育士を 2 名配置する必要がありますが、1 人の当日キャンセルを受けてもなお利用児童は 5 人おり、引き続き保育士は 2 名配置することから当日キャンセル対応加算のカウントは行いません。	令和 8 年 3 月 27 日 新規
(4)	市町村独自に職員の加配を行っている場合（利用児童 2 人につき 1 名保育士の配置を求めている等）、当日キャンセルによって生じた独自加配分の余剰職員数はカウント対象とならない認識でよいのか。	ご認識の通りです。 なお、独自加配を行っている場合であっても、国基準換算で余剰配置となった職員数についてはカウント対象としていただいて差し支えありません。	令和 8 年 3 月 27 日 新規

(5)	感染症罹患児が当日キャンセルとなり、感染症対応加算対象の加配保育士に余剰が発生した場合、当該保育士分について当日キャンセル対応加算の回数にカウントして差し支えないか。	差し支えありません。	令和8年 3月27日 新規
(6)	前日の営業終了後等、夜間にキャンセルの連絡が入った場合、職員は余剰配置となるが当日の午前0時以降のキャンセルでなければ加算は認められないか。	当日の午前0時以降のキャンセルを基本としますが、実情に応じ、実施主体たる市町村の判断で、余剰配置が生じることを前提に、前日夜間から認める等の対応も考えられます。なおこの場合、当該市町村において事前に客観的な判断基準を取り決めておく必要があると考えます。	令和8年 3月27日 新規
2 感染症対応加算について			
(1)	「感染症」について病児保育事業独自の定義はあるか。	病児保育事業独自の定義はありません。一般的な定義については厚生労働省 HP（ 感染症とは 厚生労働省 ）等をご参照ください。	令和8年 3月27日 新規
(2)	加算を申請するにあたり、加配を行った日ごとの職員配置状況や感染症名等が分かる証明資料を提出する必要があるか。	国費の申請手続き上、国に対し証明資料を提出いただく必要はありません。市町村においては、現場の事務負担にも配慮しつつ、病児保育全体の履行の確認や監査の中で、加算要件を満たしているか適切にご確認いただきますようお願いいたします。 なお、国費の申請にあたって必要な情報・数値については、子ども・子育て支援交付金交付要綱の申請書別表をご確認ください。	令和8年 3月27日 新規
(3)	実施要綱に「種類の異なる感染症」とあるが、感染症の検査結果が出ておらず、予約又は利用時点で感染症の種類が正式に明らかではない場合や、偽陰性が疑われる状況での利用も想定される。この場合であっても、医師の判断等に基づき、児童の症状等に応じて隔離を行い、保育士の加配を行っていれば加算の対象と考えて差し支えないか。	差し支えありません。 ただし、事業所において、隔離を行う理由（症状、疑わしき感染症名等）を明確にし、記録しておくことが必要であると考えます。 なおこの場合において、利用後に陰性であったことが発覚したとしても、利用当日に隔離を行い、加配を行っていれば、加算対象としていただいて差し支えありません。	令和8年 3月27日 新規
(4)	いわゆる「かぜ症候群」の児童についても隔離等の感染防止対応を要するものと考え、隔離のために保育士の加配を行った場合、感染症対応加算の対象として差し支えないか。	医師の判断等に基づき隔離が必要と判断し、保育士の加配を行った場合については加算対象として差し支えありません。	令和8年 3月27日 新規
(5)	実施要綱6（7）②イに、 「加配日数については、6（1）②及び6（2）②において、「保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。」としていることを踏まえて算定すること。（例：利用児童7名（うち感染症罹患児2名）に対して保育士3名を配置している場合は、感染症罹患児2名に対して隔離等の感染防止対応を行う保育士2名を確保した上で、感染症罹患児以外の児童への対応が可能であるため加算日数には含まないこと。）」 と記載があるが、利用児童おおむね3人につき1名の保育士配置が必要であることを踏まえると、感染症に罹患していない5人の児童に対して保育士2名の配置が必要であるため、合計保育士3名では隔離対応ができないのではないか。	実施要綱6（1）②及び6（2）②における、「保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。」の要件ですが、これは利用児童全体に対する最低限の配置人数を示しているものです。 ご指摘の6（7）②イの例は、保育士3名のうち2名を1対1の隔離要員としたうえでも、利用児童全体に対する配置基準は満たすため、これに加えさらに保育士を加配した場合であっても、配置基準上、隔離を行うために加配が必要な職員とはみなされず、感染症対応加算の対象となる加配日数にはカウントしないことを示すものです。	令和8年 3月27日 新規

	実施要綱 6 (7) ②イの要件は具体的にどのように判断すればよいか。 また、下記について加算対象の加配と認められるか。	感染症対応加算は隔離等を行うために必要となる保育士の人件費について措置を講ずるものであるため、加算対象となる加配か否かについては、通常の配置基準どおりの保育士数では、保育士数が不足し、隔離を行うことができない状況であるかどうかを踏まえる必要があります。このため、(A)「利用児童総数に対する配置基準上の保育士の数」と、(B)「感染症の種類の数（何室分の隔離が必要であるか）」を比較し、(A)≦(B)である必要があります。	
(6)	①利用児童 7 名のうち、それぞれ種類の異なる感染症に罹患した児童が 2 名の場合において、保育士を 4 名配置した。 ②利用児童 7 名のうち、それぞれ種類の異なる感染症に罹患した児童が 2 名の場合において、保育士を 5 名配置した。 ③利用児童 7 名のうち、それぞれ種類の異なる感染症に罹患した児童が 3 名の場合において、保育士を 4 名配置した。 ④利用児童 9 名のうち、それぞれ種類の異なる感染症に罹患した児童が 3 名の場合において、保育士を 4 名配置した。 ⑤利用児童 2 名のうち、それぞれ種類の異なる感染症に罹患した児童が 2 名の場合において、保育士を 2 名配置した。	①②認められません。(A)は 3 名であり、(B)は 2 であるため、(A)>(B)となり、基準上必要な保育士数が隔離対応を行うにあたって必要な保育士数を上回っている（保育士が不足していない）ため、加配の対象外です。 ③④認められます。(A)は 3 名であり、(B)も 3 であるため、(A)=(B)となり、配置基準上必要な保育士が全員、隔離対応に取られることとなり、保育士が不足するため、加配の対象になります。 ⑤認められます。(A)は 1 名であり、(B)は 2 であるため、(A)<(B)となり、配置基準上必要な保育士 1 人では、隔離対応を行うことができない（保育士が不足する）ため、加配の対象になります。	令和 8 年 3 月 27 日 新規
(7)	児童と児童との間にパーテーションを設置することや、物理的距離を極端に広くとることは実施要綱上の「隔離等の感染防止対応」に含まれるか。	基本的には居室を分けることを想定しておりますが、感染防止対応として有効であるかどうか、また、当該対応に保育士の加配が必要であるかどうかという観点において、実施主体たる市町村にて実情に応じてご判断ください。	令和 8 年 3 月 27 日 新規
(8)	1 (5) 【再掲】 感染症罹患児が当日キャンセルとなり、感染症対応加算対象の加配保育士に余剰が発生した場合、当該保育士分について当日キャンセル対応加算の回数にカウントして差し支えないか。	差し支えありません。	令和 8 年 3 月 27 日 新規

【問い合わせ先】

こども家庭庁保育政策課保育医療対策係

メール：hoikuseisaku.hoikuiryoku@cfa.go.jp